

四国航空株式会社 一般事業行動計画

労働者が職業と家庭生活の両立を支援し、より能力を発揮できる雇用環境を整備するために次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2018年4月1日から2023年3月31日まで

2. 内 容

目標 1 : 年次有給休暇の取得促進。一人当たり年間平均 10 日間以上とする。

(対策)

- ・ 毎年 4 月 社内メールおよび幹部会において各休暇の促進を周知する。
- ・ 毎年 9 月 各休暇取得状況をまとめ、年度末までに取得するよう再周知する。
- ・ 毎年 4 月 前年度分における反省および次年度における見直し。

目標 2 : 所定外労働削減および各署別のノー残業デーの設定

(対策)

- ・ 毎年 4 月 部署別にてノー残業デーの設定。
- ・ 毎年 10 月 ノー残業デー設定に関する実態調査および集約。
- ・ 毎年 4 月 時間外勤務状況の確認。
前年度分の反省および長時間労働者の所属長に対する注意喚起。

以上